

山村定住住宅入居者募集のご案内

1. 入居申込み

(1) 入居申込方法

【提出書類】

小林市営住宅入居者選考申込書（令和8年3月6日以降入居予定募集）

- 必要事項をもれなくご記入の上、持参してください。
- 申込み時には、証明書類の提出は必要ありません。
- ひとり親世帯、引揚者世帯、炭鉱離職者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、多子世帯、配偶者から暴力の被害を受けているDV被害者世帯、犯罪被害者世帯、子育て世帯の方は、優先入居制度（倍率優遇方式優遇制度）での抽選ができる場合がありますので、詳しくは、別添『優先入居制度』をご覧下さい。

【申込受付期間】

令和8年1月19日(月曜)から令和8年2月2日(月曜)まで(土・日・祝日を除く)

【申込先】

小林市役所 本庁舎（本館3階）総務部 管財課

【申込みにあたっての注意事項】

申込資格をお読みのうえ、次のことに注意してお申込ください。

- 1 申込みは、1世帯1通（1戸）に限ります。同一人が複数の申込用紙に記載されている場合はすべての申込みが無効となります。
- 2 申込受付期間外の申込みは、受付けできません。
- 3 指定の申込用紙以外で申込みをされた場合は、無効となります。
- 4 申込用紙に必要な事項が記載されていない場合、不明な点があった場合は、無効となります。
- 5 申込み資格要件に欠けている場合は、無効となります。
 - ・家族を不自然に分離、又は合併しての申込みはできません。
(離婚を前提とした夫婦別居の申込み、兄弟姉妹だけの申込み等)
 - ・入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方は申込みできません。
(売却等の予定がある場合であって、資格審査時までに名義変更等が完了する場合を除く。)
- 6 抽選会に欠席、又は遅刻した方の申込みは無効となります。

(2) 申込み資格

次の全ての要件に該当することが必要です。

- ①現在、住宅に困っていること
- ②当該住宅に定住が見込まれる者
- ③市区町村税等を滞納していない者
- ④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員等でないこと

※申込み資格の詳細は下記のとおりです

「① 現在、住宅に困っていること」について

- 1 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
- 2 住宅がないため親族と同居することができない。
- 3 住宅の規模、間取りと世帯構成との関係から、適正な居住基準を確保できない。
- 4 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔地に居住している。
- 5 収入に比して著しく過大な家賃の支払いをしている。

〈注意〉

- (1) 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合は、原則として、申込みできません。売却等の予定がある場合であっても、書類審査時までに名義変更が完了していない場合は、入居資格がないものとします。
- (2) 現在、公営住宅（県営・市町村営住宅も含む。）にお住まいの方は、原則として申込みできません。ただし、転勤に伴って多大な通勤時間を要することになったとき等、やむを得ないと認める場合は受け付ける場合もあります。
- (3) 生活保護受給世帯は、申込みをする前に、福祉事務所等のケースワーカーに市営住宅に申し込むことを相談してください。

「③ 市区町村税等を滞納していない者」について

書類審査時に、市区町村の発行する完納証明書を提出していただきます。

「④ 入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員等でないこと」について

暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員及び関係者のことです。

次のような場合等は、抽選で当選した場合でも失格となります。

- 1 書類審査期間中に連絡無く、審査を受けなかった場合
- 2 資格審査期間中に申込み資格の確認に必要な全ての書類が提出できない場合
- 3 申込書に不正の記載があった場合、不備があり補正に応じない場合
- 4 申込み資格要件に欠けていることが判明した場合
- 5 家族を不自然に分割、又は合併されている場合（夫婦の別居、兄弟姉妹だけの申込みはできません。）
- 6 申込み時点と資格審査・入居時で入居予定者等が変わる場合（出生は除く）
- 7 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方で、資格審査日までに登記名義変更等が完了しない場合
- 8 宮崎県警察本部に対して照会を行い、暴力団員等であることが判明した場合

〈注意〉離婚を前提としてお申し込みの方へ

戸籍上夫婦である一方が離婚を前提として申込みをすることはできません。ただし、配偶者からの暴力被害者(DV被害者)であることの公的機関の証明が受けられる方については、婚姻解消前でも申込みできる場合があります。

2 入居者の選考方法

抽選会を行い、希望する住宅ごとに当選者（入居予定者）及び補欠者を決定します。抽選会には、代理の方が出席されても構いません。なお抽選会に欠席した場合には、申込を辞退したとみなします。

【抽選日時】

令和8年2月5日(木曜) 午後6時00分

【抽選場所】

小林市役所 本庁舎（本館3階）会議室3

【抽選方法】

抽選は、優先入居制度（倍率優遇方式優遇制度）で行います。詳細については、『優先入居制度』に記載してあります。

【選考の流れ】

- ①まず、選考申込書を提出された順に「本抽選」で引く順番を決める「予備抽選」を行います。
その後、「予備抽選」で決まった順番で「本抽選」を行います。
- ②当選者に対しては、抽選会終了後、書類の説明を行います。

3 当選後について

【当選後、下記の書類が必要となります。】

- ①入居申込書
- ②世帯全員の住民票・所得証明書・完納証明書・マイナンバーカード
- ③誓約書　※連帯保証人2名の方の署名が必要です。
- ④連帯保証人2名の所得証明書・印鑑登録証明書

※マイナンバーの利用について

住民票・所得証明書の提出については、マイナンバーカード、若しくはマイナンバー通知カードと本人を確認できる運転免許証等の提示で省略できるようになりました。
(詳しい内容については、お問い合わせ下さい。 管財課 TEL:0984-23-0222)

4 補欠者について

抽選の結果、補欠者となった方は、当選者（入居予定者）が失格した場合、又は辞退した場合のみ、書類審査のうえ不備、欠格がなければ入居ができます。

※補欠者として登録されても、必ずしも入居できるものではありません。また、補欠者としての有効期限は次の公募の抽選日までとなります。

※補欠者の方は、繰上当選したとの連絡を受けてから資格審査に必要な書類を取りそろえるようにして下さい。